

第 1 章 計画の背景と目的

1 計画改訂の背景

本市は、平成14年6月に「真岡市環境基本条例^{※1}基本理念」を制定し、環境保全について、市、事業者、市民（滞在者を含む）の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本的な事項を定めました。そして、平成16年12月に「環境都市宣言^{※2}」を行い、平成17年2月には環境基本条例に掲げられた基本理念の実現に向けて「真岡市環境基本計画」を策定し、人と自然が共生する、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な環境都市づくりを進めてきました。

しかしながら、私たちを取り巻く環境は、地球温暖化^{注1}をはじめ、エネルギー消費の増大、循環型社会^{注2}の形成、森林や農地の保全、生物多様性^{注3}の保全など、解決していかなければならない多くの課題を抱えています。

さらに、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、未曾有の被害をもたらし、福島第一原子力発電所の事故により広範囲で放射能汚染を引き起こしました。そして、相次ぐ原子力発電所の運転停止により電力需給の問題が発生し、私たちの暮らしとエネルギーを取り巻く状況は、大きく変化しました。

平成28年3月には「第2次真岡市環境基本計画（以下、第2次計画という）」を策定し、令和7年度を目標年度として、望ましい環境像の実現に向けて取り組みを進めています。

第2次計画を策定以降、地球規模の環境の危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs）^{注4}を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」^{注5}や「パリ協定」^{注6}の採択など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされました。また、国内では令和2年10月の国会における総理の所信表明において、2050年カーボンニュートラル^{注7}、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、国・地方脱炭素実現会議において脱炭素社会に向けての議論が開始されました。気候変動による影響は自然災害等のリスクを増幅させることが懸念されており、「気候変動適応法」^{注8}のもと、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する適応が進められています。また、環境や社会に大きな影響を及ぼしているプラスチックごみや食品ロス^{注9}の問題からは、身近な消費行動の変革が求められています。

こうした状況を踏まえ、第2次計画が中間年を迎えるにあたり、市民の皆さまとともに環境に配慮した持続可能なまちづくりをすすめるため、現況を鑑み計画を改訂します。

本文中に 注○) のついている用語は、巻末資料編に用語解説があります。

※1 真岡市環境基本条例に定める基本理念

- 環境の保全は、市民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代に継承されるよう適切に行わなければならない。
- 環境の保全は、人と自然が共生することができ、かつ、環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行わなければならない。
- 環境の保全は、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって行わなければならない。
- 地球環境の保全は、すべての者が自らの活動と地球環境とのかかわり合いを認識し、それぞれの事業活動、日常生活において推進されなければならない。

※2 環境都市宣言

私たちの真岡市は、八溝の山並みや、鬼怒川、五行川、小貝川などの清流にはぐくまれ、緑豊かな自然の恵みのもと、先人のたゆまぬ努力と郷土愛により、農業・工業・商業の調和がとれたまちとして発展を遂げています。

私たちは、この豊かな自然を守り育て、快適な生活環境を次の世代へ引き継ぐため、ここに真岡市は市民・事業者・行政が一体となって取り組む「環境都市」であることを宣言する。

- 1 私たちは、一人一人の自覚と自主性で環境を守ります。
- 1 私たちは、身近な行動から地球環境の保全に貢献します。
- 1 私たちは、豊かな水と緑を未来へ残します。

平成 16 年 12 月 14 日制定

2 計画の目的

本計画は、真岡市環境基本条例に掲げられた基本理念の実現に向けて、本市の環境の保全に関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進するための基本となる目標や施策の方針を示すものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度から令和 7 年度を目標年次とする 10 年間とします。なお、本計画中間年度である令和 2 年度に中間見直しを行い、第 2 次真岡市環境基本計画改定版を策定しました。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
第 2 次真岡市環境基本計画の期間	計画開始				中間見直し					目標年次

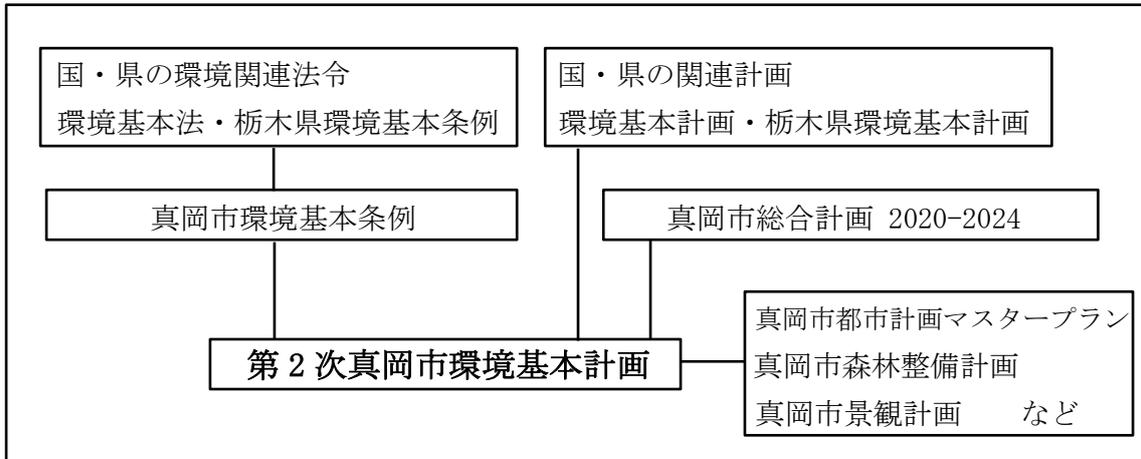
4 計画の対象地域

計画の対象地域は、真岡市全域としますが、環境の保全には、近隣市町や栃木県をはじめ、流域や文化圏・経済圏、地球規模まで考えていく必要があり、必要に応じて広域的な調整を図るものとします。

5 計画の位置付け

本計画は、市の計画や施策、事業を環境の面から横断的にとらえた総合的な計画として、「真岡市総合計画 2020-2024」に示されている将来像を、環境面から効果的に推進するための目標や施策の方針を示します。

また、「真岡市都市計画マスタープラン」などの他分野における基本計画に対しても、環境面から連携を図っていくものとし、市の施策は、本計画の基本的な方向に沿って実施していきます。



6 計画の主体と役割

本計画を着実に推進するためには、市民（滞在者を含み、以下「市民」という。）、事業者、行政の協働により進めていく必要があります。そのためにはそれぞれの主体の役割を明確にし、それぞれがその役割を果たすことが重要です。以下に各主体の役割を示します。

(1) 市民の役割

日常生活において環境保全に取り組むとともに、市が実施する環境保全の施策に協力し、地域などの環境保全活動への積極的な参加が求められます。

(2) 事業者の役割

事業活動に伴う環境への負荷の低減や自然環境の保全のために必要な措置を講じるとともに、市が実施する環境保全の施策に協力することが求められます。

(3) 行政の役割

環境の保全に関して本市の自然的・社会的条件に合った施策を策定し、市民、事業者との協働を図りながら実施していきます。また、市内の一事業者としても、事務事業に伴う環境への負荷の低減が求められます。

7 計画改訂の考え方

本計画策定後、5年間の経過しました。この間、地球温暖化をはじめとする気候変動の影響は、私たちの暮らしに直接的な被害を及ぼし、我々人類にとって喫緊の課題となっています。

こうした中、平成27年には国連で「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として取り組みが広がっています。

その他、短時間強雨の発生による自然災害や熱中症による救急搬送数の増加など、地球温暖化の影響による気候変動が顕著にみられるようになってきました。

改訂においては、こうした状況を背景としながら、また、令和元年度までの成果や課題を検証するとともに、国や栃木県の動向を注視し、地球温暖化対策や環境保全対策を進め、持続可能な都市の実現を目指します。

その1つとして、本計画に掲げる施策と「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を認識し、SDGsの17の目標との関連性を示し、世界共通目標の達成に貢献していきます。

また、「基本施策1-3 地球温暖化対策の推進」の中に新たな個別施策として「気候変動適応策の推進」を追加するなど、基本目標や環境指標について、必要に応じて見直し等を行います。

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs : エスディージーズ) は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年から令和 12 年までの国際目標です。気候変動や地球温暖化対策だけでなく包括的な目標が策定されており、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。17 の目標 (ゴール) は密接に関係しあい「環境」「経済」「社会」の統合的向上を目指しています。

本計画において、SDGs の理念や目標を意識しつつ、世界共通の目標の達成に貢献できるよう施策を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標

持続可能な開発目標 (SDGs)					
<p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
<p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて確保し、持続可能な形で利用する
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の素子および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	国内および国家間の格差を是正する	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともにあらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	<p>17 パートナースhipで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な消費と生産のパターンを確保する		